

21 世紀型企业への転換を図る

■ 改正労働安全衛生法への対応 その2

～ 受動喫煙防止対策と重大な労働災害を繰り返す企業への対応 ～

労働安全衛生法の一部を改正する法律 ！！

前回の法案では、「全ての事業者職場に全面禁煙又は空間分煙を義務化。」「飲食店等は、当分の間、たばこ煙を一定の濃度以下に保つ又は一定量以上の換気を行うことでも可とする。」という内容になっていました。

しかし、義務化した場合には国の支援策がなくなり、取り組みが進まなくなるおそれがあることや、建議後に受動喫煙対策に取り組んでいる事業場が増加する傾向にあったことから、次のような内容での可決となりました。



◇ 受動喫煙を防止するため、事業者および事業場の実情に応じ、平成 27 年 6 月までに適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。

◇ 受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努めるものとする。

受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）の害 … ？

受動喫煙による非喫煙者の健康への影響には、不快感やストレス等も与えていることが指摘されています。また、受動喫煙により目の痛みや鼻づまり、頭痛などの不愉快な症状だけに止まらず、肺がんや循環器疾患等のリスクが上昇するともされています。

まずは、受動喫煙により健康に悪影響が及ぶことを知ることから始めましょう。

職場のみならず、仲間同士の会食時などにも注意したいものです。

【受動喫煙によって引き起こされる体への害】

肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など。

【受動喫煙による死亡者数の推計】

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数は、年間約 6,800 人。そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約 3,600 人。



社員採用時の適性診断実施 ⇒ フリーダイヤル 0120-81-4864

受動喫煙防止対策の体制とは … ?

「職場における喫煙対策のためのガイドライン（厚生労働省労働基準局長通達）」では、職場の受動喫煙防止対策を進めるにあたり、体制の整備を求めています。

事業者、管理監督者、社員がお互いに協力し、それぞれの責任を明確にしたうえで、全社的に受動喫煙防止に取り組む必要があります。

守れないルールではなく、全社員が守るべきルールであり、万が一、守れなかった場合には、繰り返し指導することが重要です。就業規則の服務規則等に明記することでも一考でしょう。

○ 事業者

法律などの周知などを徹底し、率先して行動すること。

○ 管理監督者

受動喫煙防止対策を率先して実施するとともに、社員に対して適切な指導を行うこと。

○ 社員

受動喫煙防止対策に対して積極的に協力すること。

喫煙者は、非喫煙者の受動喫煙防止に十分な配慮をしなければならないこと、非喫煙者は、喫煙者が喫煙室等で喫煙することに対して理解すること、この意識をもつことからスタートです。

禁煙サポート活動 !!



受動喫煙防止対策には、禁煙を希望する社員に、禁煙できるよう支援することも含まれています。強制的にできるものではありませんが、市販のニコチンガムやニコチンパッチの利用、禁煙外来の受診や処方される禁煙薬を利用する社員に対し、何らかの補助的な支援を行うことも検討してみましょう。また、喫煙と健康に関する研修や講習会等を開催したり、健康診断時などの機会を利用し、喫煙の影響や禁煙の効果について情報提供を行うことも効果的といわれています。

国の支援措置 !!

職場における受動喫煙防止対策を実効性あるものとするためには、国の支援措置を視野に入れつつ、衛生委員会等で検討を重ね、受動喫煙防止対策のための施設、設備等を整備するとともに、喫煙者等が守るべき行動基準を定め、全員参加の下で受動喫煙防止対策を推進する方法もあります。

● 受動喫煙防止対策助成金

- ・ 助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・ 助成対象：喫煙室の設置のための費用
- ・ 助成率等：上記費用の 1 / 2（上限200万円）



● 受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・ 喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・ 依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・ 経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

● たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

- ・ 職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



重大な労働災害を繰り返す企業への対応 ！！

同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返し発生する事案が散見されることから、これを是正・改善させるために、新規法改正事項としてつぎの2点が追加されました。

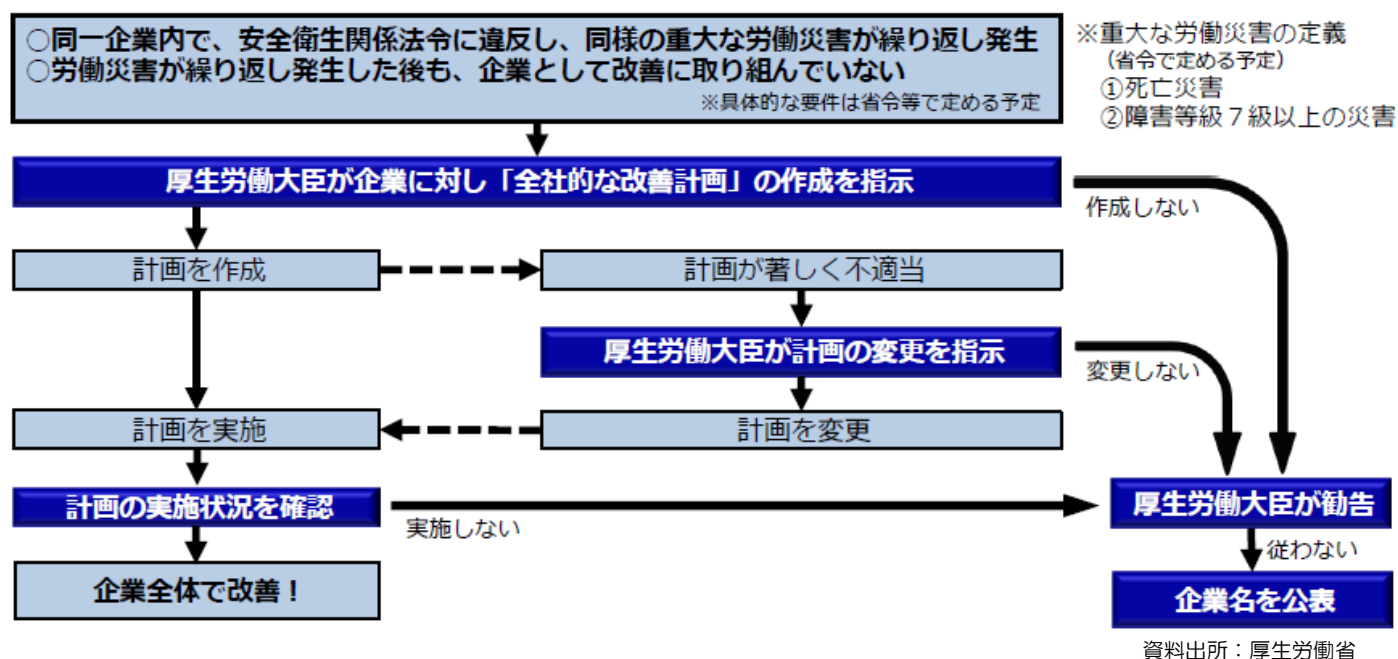
- 安全衛生関係法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業に対し、改善計画の作成等を指示できる仕組みを創設する。
- 企業が計画の作成指示や変更指示に従わない場合や計画を実施しない場合は勧告を行い、勧告に従わない場合に企業名を公表する仕組みを創設する。

労働災害が発生した場合のこれまでの労働安全衛生法に基づく国の対応としては、労働災害の原因となった個別の法令違反に対する是正勧告・司法処分や総合的な改善が必要と認められた事業場に対する都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示が行われていました。

しかし、これらはいずれも個別の事案や個別の事業場ごとに対応する仕組みに止まっています。

そこで、同様の重大な労働災害が同一企業の別の事業場で繰り返される事態を未然に防止するため、改正法により新たな仕組みが構築されました。

【新たに設ける仕組みの概要】



企業が法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場で繰り返し発生させた企業が労働災害の再発防止に取り組まず、結果として企業の別の事業場で労働災害が再発し、労働者に危害が及ぶような事態が想定されるときは、必要な勧告を行った上で、それに従わない場合は、企業名を公表するという仕組みになっています。

このようなことにならないよう、普段から「危険予知」「災害防止」に努めるようにいたしましょう。なお、「長時間労働」から派生する業務上疾病も例外ではありませんので、要注意です。



労働基準監督署への是正報告対応 ⇒ フリーダイヤル 0120-81-4864